



鳥取県公報

平成12年 5月26日(金)
第 7 1 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 液化石油ガス販売事業者の認定（消防課）…………… 1
 - 生産事業者の登録の失効（森林保全課）…………… 1
 - 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（耕地課）…………… 2
 - 県営土地改良事業計画の変更（ 〃 ）…………… 2
 - 都市計画変更予定（2件）（都市計画課）…………… 2
 - 総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）…………… 3
 - あゆの採捕の禁止…………… 4
- ◇ 内水面漁管委告示
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定（職員課）…………… 5
- ◇ 正 誤 平成12年 5月12日付鳥取県告示第308号中訂正 …………… 5

告 示

鳥取県告示第336号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項の規定により告示する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	代表者の氏名
株式会社トンボプロバングス	倉吉市和田東町196-1	代表取締役 水谷 昭
株式会社JAいなば燃料センター	鳥取市千代水一丁目62	代表取締役 川口 嘉美
鳥取瓦斯産業株式会社	鳥取市五反田町 6	取締役社長 児嶋 祥吾

鳥取県告示第337号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
200	綾木あさの	八頭郡智頭町大字八河谷105-2	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	綾木あさの苗畑	八頭郡智頭町大字八河谷

209	谷口 雅啓	八頭郡智頭町大字穂見236-1	〃	谷口苗畑	八頭郡智頭町大字穂見字小谷口1074
-----	-------	-----------------	---	------	--------------------

鳥取県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、社村国光土地改良区の定款の変更を平成12年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を平成12年5月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業弓浜地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年 5月29日から22日間

3 縦覧に供する場所

境港市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年 5月26日から同年 6月 9日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）及び国府町役場役場（岩美郡国府町大字町屋305-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年 6月 9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

鳥取市円護寺字芳原、字地藏ノ元、字五反田、字継子、字坊主ヶ谷、字荒神ノ下、字赤土田、字新林、字渡り上り、字稲干場、字居屋敷、字上前田、字下前田、字稲荷ノ下モ、字御地藏下夕、字久松山、字庵ノ城、字町分、字坂ノ下、字上手ノ内、字公園墓地、字屋敷田、字朽田、字舟山及び字下屋敷田、賀露町西二丁目、美萩野四丁目、海蔵字下平、広岡字西広岡、字北広岡及び字地藏前、津ノ井字泓ノ一、字下泓ノ二、字内砂田、字上泓及び字曝添、桂木字西ヶ丘、字外砂田、字内砂田、字橋詰、字下奈免羅、字西溝尻、字下溝尻、字西前田、字前田、字下笠淵、字笠淵及び字山王並びに生山字前田、字笠淵及び字山鼻

変更する部分

鳥取市円護寺字中河原及び字濱田、北園二丁目、各寺字目当、賀露町西三丁目、賀露町西四丁目、賀露町北三丁目、賀露町字西浜及び字米倉、湖山町南二丁目、湖山町東一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、船木字筆始、浜坂一丁目、浜坂二丁目並びに津ノ井字向下砂田及び字向上砂田

2 市街化調整区域

変更する部分

鳥取市円護寺字芳原、字地藏ノ元、字五反田、字継子、字坊主ヶ谷、字赤土田、字新林、字渡り上り、字稲干場、字居屋敷、字稲荷ノ下モ、字御蔵下夕、字久松山、字庵ノ城、字坂ノ下及び字公園墓地、賀露町北三丁目、賀露町西三丁目、賀露町西二丁目、賀露町字西浜及び字米倉、湖山町南二丁目、湖山町東一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、美萩野四丁目、海蔵字下平、広岡字地藏前、船木字筆始、浜坂一丁目、浜坂二丁目、津ノ井字下泓の一、字下泓の二、字向上砂田、字向下砂田、字内砂田、字上泓及び字曝添、桂木字西ヶ丘、字橋詰、字下奈免羅、字西溝尻、字西前田、字前田、字笠淵及び字山王並びに生山字前田、字笠淵及び字山鼻

削除する部分

鳥取市円護寺字荒神ノ下、字上前田、字下前田、字町分、字土手ノ内、字屋敷田、字朽田、字舟山、字下屋敷田、字中河原及び字濱田、北園二丁目、覚寺字目当、賀露町西四丁目、賀露町北三丁目、広岡字西広岡及び北広岡並びに桂木字外砂田、字内砂田、字下溝尻字及び字下笠淵

鳥取県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年5月26日から同年6月9日まで境港市役所（境港市上道町3000）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年6月9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・3・3号外港外江線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市昭和町

鳥取県告示第343号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第一項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物

の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同法第6項の規定により次のとおり告示する。

平成12年 5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請者

八頭郡郡家町大字郡家493

郡家町

郡家町長 和田 哲也

2 一団の土地の区域

(1) 位置 八頭郡郡家町大字郡家362-1

(2) 面積 1,737.73平方メートル

3 建築物の数

(1) 認定に係る建築物の数 3棟

(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし

4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模

(1) 用途 長屋建て住宅

(2) 構造 木造

(3) 規模 2階建

建築面積 473.10平方メートル

延べ面積 654.29平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

鳥取県東町一丁目220

鳥取県土木部建築課

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成12年 5月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び同郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成12年 6月 1日から同月14日まで
	投網	平成12年 6月 1日から同月30日まで

2 千代川水系に係る河川（1に掲げる区域を除く。）	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成12年6月1日から同月14日まで
	投網	平成12年6月1日から同月30日まで
3 天神川水系に係る河川	投網 ヤス	平成12年6月1日から同年7月1日 正午まで
4 日野川水系に係る河川	投網	平成12年6月1日から同年7月1日 正午まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 電子計算組織による給与事務処理等 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 48,364,575円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県総務部職員課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成12年5月12日付鳥取県告示第308号（収入証紙の小売りさばき人の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 行 誤 正
3 上から13 626 627